

木更津市地域防災計画

第2編 地震・津波編

《目 次》

第1章 総 則	1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	1
第2節 想定地震と地震被害	3
第3節 減災目標	7
第2章 災害予防計画	8
第1節 防災意識の向上	8
第2節 津波災害予防対策	13
第3節 火災等予防対策	19
第4節 消防計画	22
第5節 建築物の耐震化等の促進	24
第6節 液状化災害予防対策	27
第7節 土砂災害等予防対策	29
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	31
第9節 情報連絡体制の整備	36
第10節 備蓄・物流計画	39
第11節 防災施設の整備	41
第12節 帰宅困難者対策	44
第13節 防災体制の整備	47
第3章 災害応急対策計画	50
第1節 災害対策本部活動	50
第2節 情報収集・伝達体制	64

第3節 地震・火災避難計画	75
第4節 津波避難計画	83
第5節 要配慮者等の安全確保対策	85
第6節 消防・救助救急・医療救護活動	88
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	94
第8節 救援物資供給活動	100
第9節 広域応援の要請	104
第10節 自衛隊への災害派遣要請	108
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策・文化財の保護	111
第12節 帰宅困難者等対策	114
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	116
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	122
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	125
第16節 ボランティアの協力	129
第4章 災害復旧計画	133
第1節 被災者生活安定のための措置	133
第2節 津波災害復旧対策	137
第3節 ライフライン関連施設等の復旧計画	139
第4節 激甚災害の指定	144
第5節 災害復興	145

第1章 総 則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく千葉県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため抜本的な見直しを図ったものである。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

1 本計画の基本的な視点は次のとおりである。減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの地震・津波に対しても、多重防御の視点から、ハード対策・ソフト対策を織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても津波により港湾、漁業関連施設を中心に被害が発生し、小櫃川、矢那川では津波の遡上が観測された。

県内では東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような被害について、市、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行った結果、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがある

第2編 地震・津波編

第1章 総則

ことを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と地震被害

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、本県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

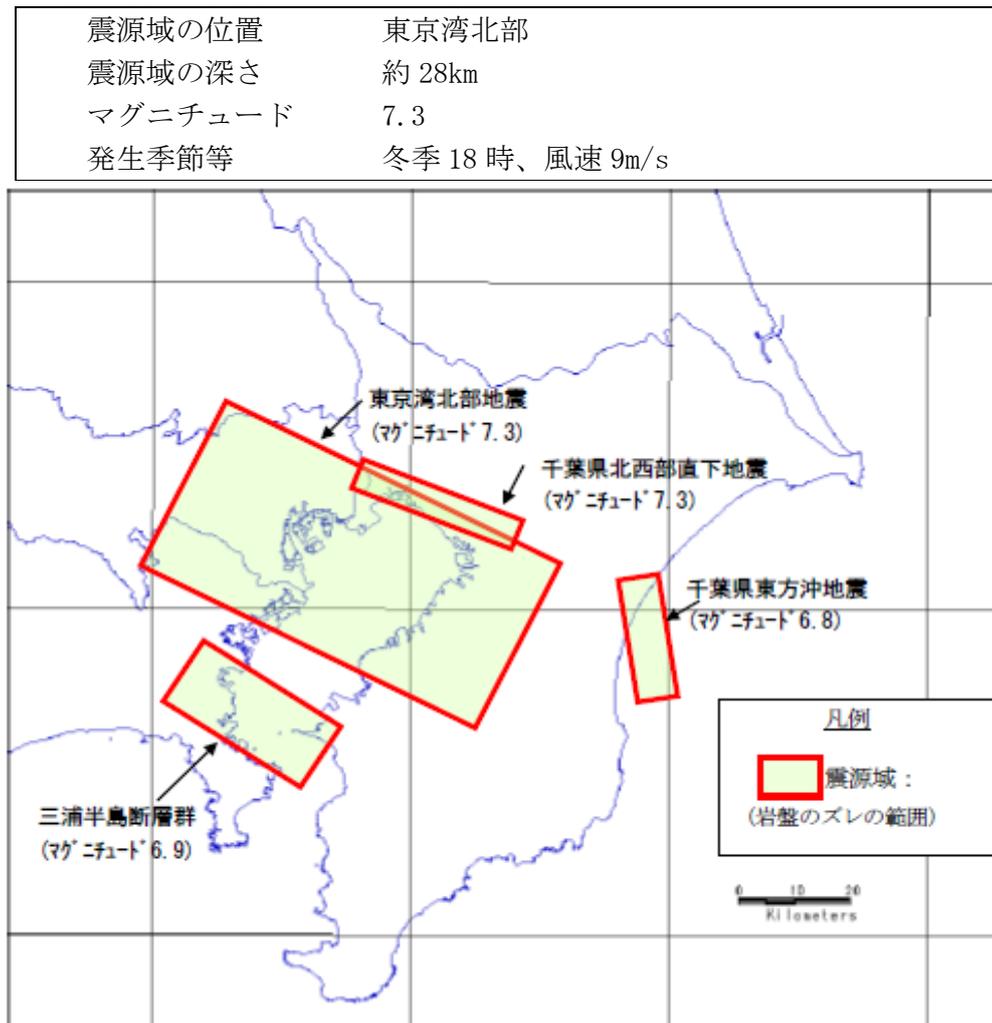
1 地震被害の想定

県では、平成19年度に、近い将来（今後約100年程度）に県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成26・27年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。

そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。

(1) 地震の想定

地震等の想定条件は、次のとおりである。

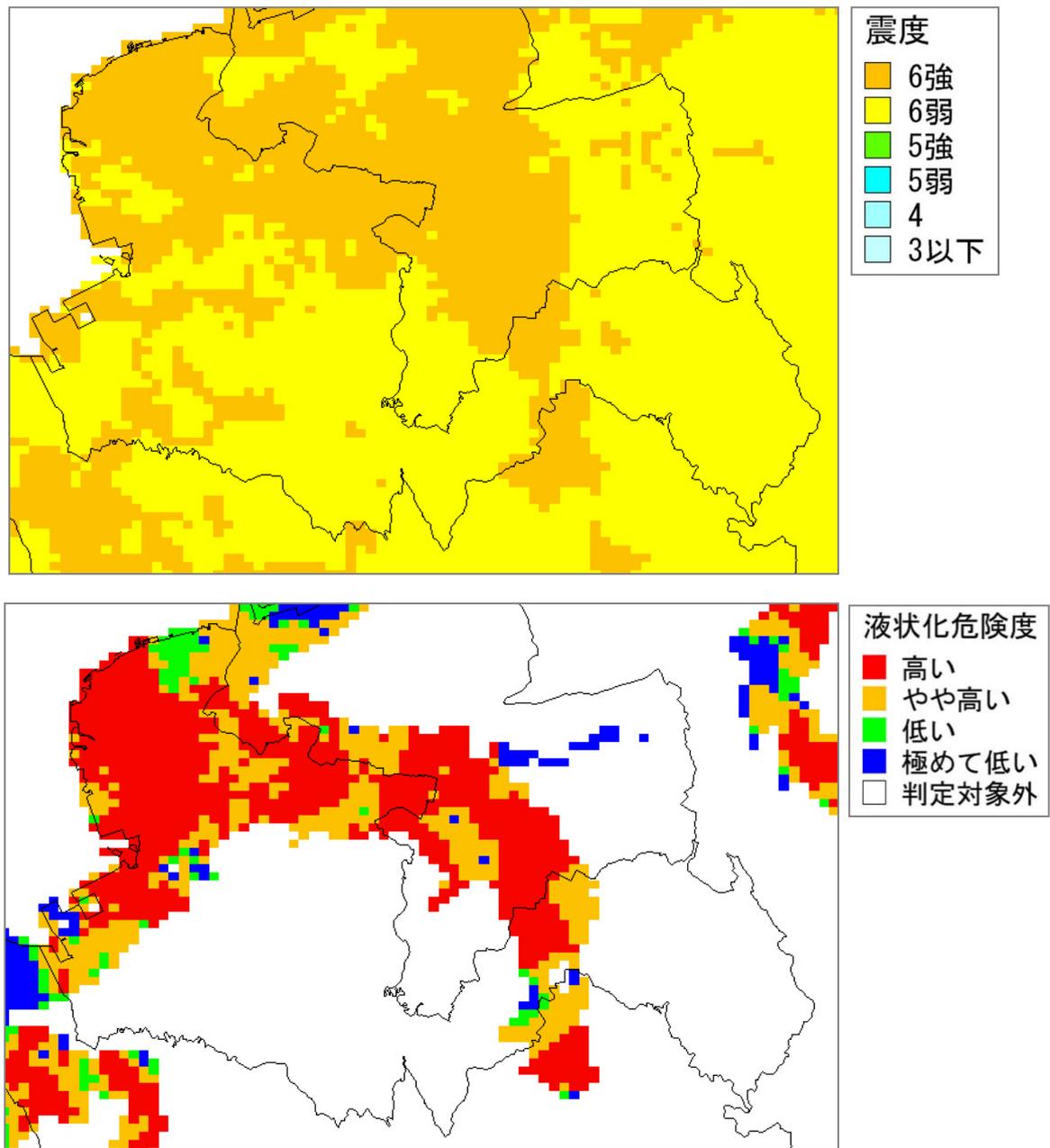


■被害想定対象地震の震源域

(2) 震度・液状化予測

本市の震度は、概ね低地で震度6強、丘陵地で震度6弱と予測された。

液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」「危険度がやや高い」と予測された。



■東京湾北部地震の予測震度と液状化危険度の分布

(3) 被害の概要

各被害想定結果は、次のとおりである。なお、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

■被害想定一覧

項 目		数 量	
原因別 建 物 全壊棟数	揺 れ	3,532 棟	
	液状化	116 棟	
	急傾斜地崩壊	15 棟	
	合 計	3,663 棟	
火災	炎上出火	28 件	
	焼失 棟数	全壊を含む	803 棟
		全壊を含まない	683 棟
人的被害	死者	建物被害	78 人
		火災	3 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		ブロック塀等の転倒	2 人
		屋外落下物	0 人
		合 計	84 人
	負傷者 (うち 重傷者)	建物被害	1,800(66)人
		火災	37(10)人
		急傾斜地崩壊	13(6)人
		屋内収容物の移転・転倒等	38(10)人
		ブロック塀等の転倒	81(31)人
		屋外落下物	1(0)人
		合 計	1,969(124)人
避難者 (1 日後)		47,748 人	
帰宅困難者 (※ ₂ 12 時)		13,625 人	
エレベーター閉じ込め台数		79 台	
災害時要援護者死者		21 人	
自力脱出困難者		756 人	
震災廃棄物		31 万 t	

※₁合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

※₂昼 1 2 時に地震が発生した場合、帰宅困難者数が最大になる。

2 津波浸水予測区域の想定

県では、平成30年11月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定図を作成している。本市の津波による浸水予測区域については、この津波浸水想定図を計画の前提条件とする。

(1) 地震・津波の想定

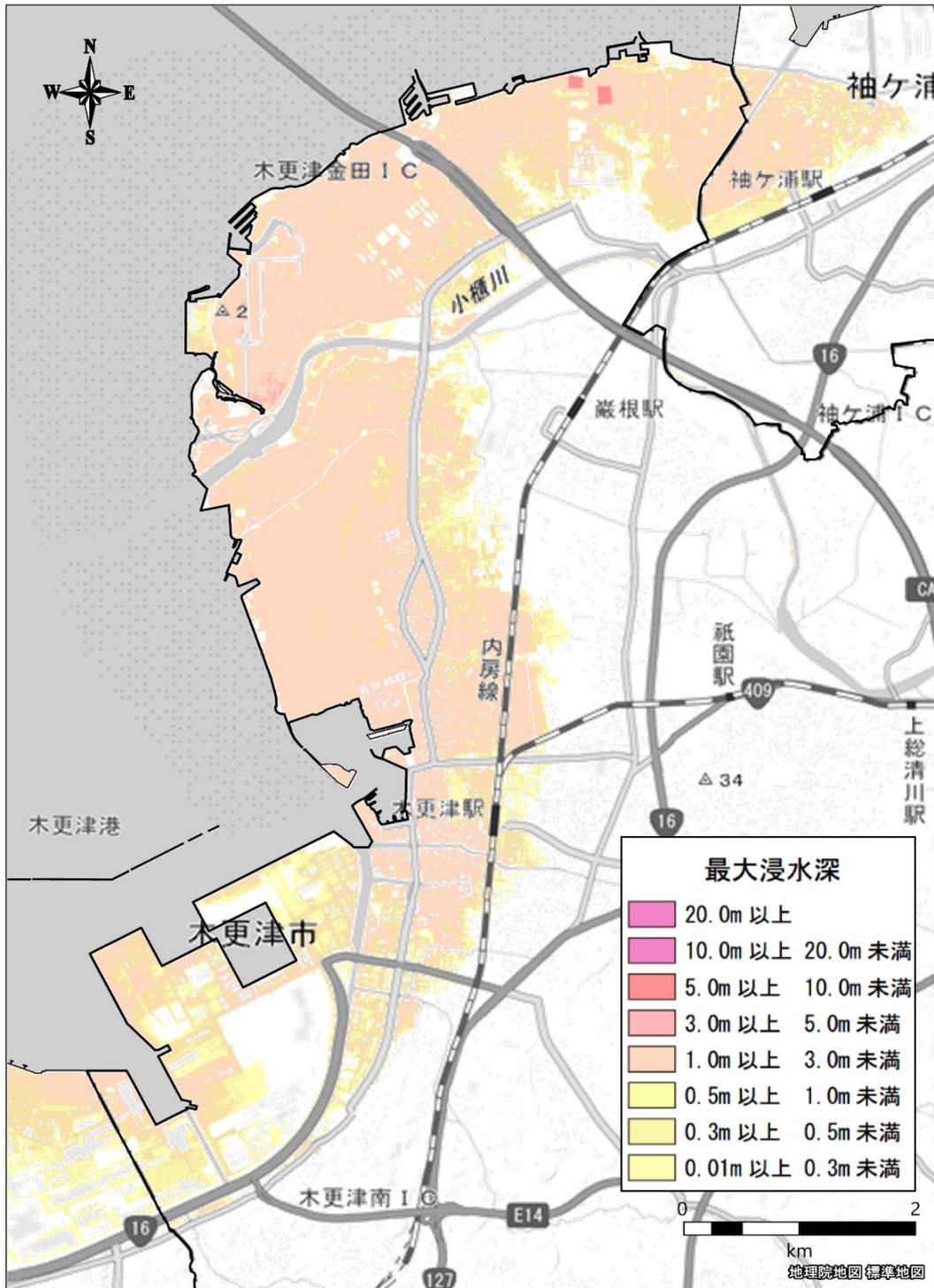
最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の5つの地震に基づき設定している。

①延宝房総沖地震<1677年>	②元禄関東地震<1703年>
③東北地方太平洋沖地震<2011年>	④房総半島南東沖地震<想定>
⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース1、2、3）<想定>	
※いずれも中央防災会議モデル	

(2) 津波浸水予測区域

本市における津波浸水予測結果と浸水予測区域は次のとおりである。

浸水面積	1,933 ヘクタール
最大津波水位	4.2メートル（東京湾平均海面からの高さ）
津波到達時間	123分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）
影響開始時間	1分未満（海岸線から30メートル沖合の地点において潮位面から±20cmの海面（水位）変動が生じるまでの時間）



■ 津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図）

出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成30年11月)」を追記して掲載

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

本市では、千葉県地震防災戦略（平成29年度）を参考に、本計画で定める防災・減災施策によって体系的・計画的に地震防災対策の推進を図り、地震・津波災害による死者数を0人にすることを目標とする。

2 防災・減災のための施策

以下の項目について計画的な推進を図る。

(1) 防災対策の強化

- ア 非常食糧、飲料水の備蓄確保
- イ 市・関係機関・住民等による総合防災訓練の実施
- ウ 避難行動要支援者支援プラン個別避難計画の策定

(2) 災害に強い基盤作り

- ア 防災行政無線のデジタル化推進
- イ 水門の適正管理
- ウ 護岸、防潮堤及び漁港関係施設の補修整備事業の推進
- エ 住宅・建築物の耐震診断・改修事業の推進
- オ 学校校舎の耐震補強工事及び体育館建て替えの推進
- カ 上水道配水池耐震化事業の推進
- キ がけ地近接危険住宅移転事業の推進
- ク 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の資格取得職員数確保
- ケ 地籍調査の推進

(3) 防災意識の向上

- ア 自主防災組織の新規設立推進
- イ 既存自主防災組織の活性化
- ウ 火災予防運動による火災予防意識の向上

(4) 消防力の整備充実

- ア 消防救急無線広域化・共同化事業の推進
- イ 救急自動車、消防資機材等の更新整備
- ウ 消防水利の改善

(5) 救急救助体制の強化

- ア 救急救助資機材の更新・整備
- イ ドクターヘリを活用した救急搬送体制の整備

(6) 火災予防体制の充実強化

- ア 住宅用火災警報器設置の普及促進
- イ 防火対象物及び危険物施設の保安体制の強化

(7) 消防団の充実強化

- ア 消防団員の定数確保
- イ 消防団施設の改築、資機材の更新

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、市、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本市に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部
5 防災訓練の充実	危機管理課
6 調査・研究	各部等

1 防災教育

(1) 市民等への防災知識の普及

市、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、危機管理課及び消防本部は多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 教育における防災知識の普及

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。

(3) 自主防災組織に対する防災知識の普及

危機管理課は、地域の防災組織へ活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織の活動強化を推進するよう努める。

(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施

こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に

対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 過去の災害教訓の伝承

危機管理課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

■ 防災広報手段と内容

機関	媒体	対象	内容
市	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD・VR 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市職員 ボランティア	①地域防災計画の概要 ②各防災機関の震災対策 ③地震、津波に関する一般知識 ④出火の防止及び初期消火の心得 ⑤屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ⑥ハザードマップ(地震・洪水・津波) ⑦「災害・避難カード」を活用した避難所、避難路、避難地 ⑧避難方法、避難時の心得 ⑨食料、救急用品等非常持出品の準備 ⑩医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ⑪学校施設等の防災対策 ⑫建物の耐震対策、家具の固定 ⑬感震ブレーカーの必要性・設置 ⑭災害危険箇所 ⑮自主防災活動の実施 ⑯防災訓練の実施 ⑰発災した災害の情報及び市の対応 他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	市民、事業所	①地震、津波に関する一般知識 ②出火の防止及び初期消火の心得 ③屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ④避難方法、避難時の心得 ⑤食料、救急用品等非常持出品の準備 ⑥各防災機関の震災対策 ⑦救助救護の方法 他

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や地区まちづくり協議会の防災意識の高揚、さらには事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

■ 自主防災組織の活動形態

平時	<ul style="list-style-type: none"> ①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） ⑦他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） ⑧避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報等、ライフラインの状況、避難指示など） ②出火防止、初期消火 ③救出・救護（救出活動・救護活動） ④避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管

理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

危機管理課は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

エ 地区防災計画の普及

危機管理課は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

5 防災訓練の充実

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

■防災訓練の項目

(1) 予知対応型訓練	
ア 情報受理、伝達（地震予知情報発表）	イ 広報訓練
ウ 市災害対策本部の設置	
(2) 発災対応型訓練	
ア 災害情報収集訓練	イ 津波対策訓練
ウ 住民避難訓練	エ 避難所開設・運営訓練
オ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練	カ 災害救助・救出訓練
キ 応急救護活動訓練	ク 炊き出し訓練
ケ 医薬品・緊急物資等輸送訓練	コ 応急給水訓練
サ 防疫訓練	シ 電話、電力、ガス、道路応急復旧訓練
ス 延焼防止（一斉放水）訓練	セ その他
(3) 災害疑似体験訓練	
ア 救命講習	イ 煙体験
ウ 地震体験	

6 調査・研究

地震防災対策の効率的、合理的な推進のためには、最新の学術的な知見を行政施策に適切に

反映させることが必要となる。このため市では、国や県、各調査研究機関から発信される情報を収集する。

(1) 防災計画にかかわる情報交換

危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行なう。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

(3) 専門的調査・研究の実施

本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第2節 津波災害予防対策

本市西側は東京湾に面しており、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年の東北地方太平洋沖地震では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生した。

いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方	各部等
2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課、学校教育課、県
3 津波避難対策	危機管理課、消防本部
4 津波防災施設の整備・運用	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）
5 災害に強いまちづくり	管理用地課、都市政策課

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

市は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

2 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市・県等の取組み

市や県等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、以下の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくる
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること
- f 海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

危機管理課は、自主防災組織、防災関係機関等と連携して実践的地域訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。なお、実施に際しては、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

3 津波避難対策

(1) 津波ハザードマップの作成・周知

危機管理課は、津波浸水区域等の想定に基づき津波ハザードマップを作成し、住民等への配布、学校、公共施設、集客施設等への掲示を検討する。

マップ作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって、それが全てではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

また、避難対象地域、避難場所、避難ビル等を指定、津波避難誘導、津波避難ビル等の表示板の設置を検討する。

(2) 津波避難体制の確立

危機管理課は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

ア 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

危機管理課は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

イ 避難指示

危機管理課は、避難指示等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

(ア) 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

ウ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導體制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

エ 市町村間の連携による広域避難態勢の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難態勢の構築を図る。

(3) 津波情報伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

消防職員を活用することにより、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらふ必要があることから、危機管理課及び消防本部はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報及び津波注意報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。また、潮干狩り場への整備活用を進める。

なお、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J-ALERTは、県内全市町村に整備済みであり、情報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

(オ) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

(カ) 市町村間の連携

危機管理課は、津波被害等により市町村機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4 津波防災施設の整備・運用

(1) 防災施設の点検、診断及び改修、補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計規準に基づき築造されている。そのなかで、県は、特に建設年次の古い施設について老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震診断を実施し、必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設等の運用

土木課、農林水産課、君津土木事務所、木更津港湾事務所は、防潮堤等の防災施設の開口部に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、現場操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模や地域の状況に対応した市の規則又は県の要領を策定する。また、君津土木事務所及び木更津港湾事務所は、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図ることで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、迅速・確実な防災施設等の運用を図る。

5 災害に強いまちづくり

(1) 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

都市政策課は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定する。また、危機管理課は、同計画に「事前防災」に力点をおいた地区別防災指針の整理を行う。

また、防災指針に基づき示された各対策について、関係各課等で実施を進め、災害に強い土地利用の推進に努める。

(3) 災害危険区域の指定

県は、津波（土砂災害）による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 火災等予防対策

大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止	消防本部
2 初期消火	消防本部
3 延焼の拡大防止	消防本部
4 建築物不燃化の促進	都市整備部、都市政策課、建築指導課、文化課
5 防災空間の整備・拡大	農林水産課、市街地整備課、土木課、県

1 地震火災の防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物施設等の所有者、管理者又は占有者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体

制と活動要領を制定する。

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

木更津市火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

消防本部は、春季火災予防運動期間、及び秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

- ア 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動期間中に広報無線等を活用した広報の実施
- イ 危険物施設、防火対象物等の立入検査
- ウ 商店街、学校、保育所、ショッピングモール、病院等の消火・避難訓練

2 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民や自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

消防本部は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

(2) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、消防本部は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(3) 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した詰所の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- オ 機能別消防団員・分団の採用の推進

(5) 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第 39 条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成 8 年度策定の「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

(6) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成 21 年 3 月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

4 建築物不燃化の促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

都市政策課は、木更津駅周辺における火災の危険を防除するため、県と協議のうえ、防火地域及び準防火地域を都市計画で定めている。

(2) 屋根不燃化区域の指定

建築指導課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、建築基準法第 22 条により屋根不燃化区域を指定し、同法に基づき、木造建築物の屋根の不燃化措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

都市整備部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(4) 文化財の防火対策

文化課は、指定建築物等の文化財に、屋内外消火栓等の設置を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 農地・林地の保全

農地・林地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、農林水産課は、各種優遇制度の活用や乱開発規制等により、良好な空地として保全する。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っている。そのため、市街地整備課は、計画的な公園整備を行うとともに、防災施設（かまどベンチやマンホールトイレ等）の設置や火災に強い樹木の植栽を行うなど防災機能を持たせるように努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、県及び土木課は道路の新設・改良を進めていく。

第4節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及等の推進を図る。

1 消防施設の整備	消防本部
2 救急救助体制の整備	消防本部
3 消防思想の普及	消防本部
4 消防計画及びその推進	消防本部

1 消防施設の整備

消防本部は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

高度・多様化する救急需要に的確に対応するため、高規格救急自動車の整備を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、老朽化した消防団詰所の改築や、消防ポンプ車の更新を実施する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時の多数の救急救助要請に備え、救急救助体制の整備を図る。あわせて、資機材の備蓄を検討する。

(2) 救急医療情報通信体制の整備

消防本部は、救急指定病院等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時把握できるよう整備する。

(3) 住民指導の推進

消防本部は、住民の自主救護能力を向上させるために、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

(4) 消防団の能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、災害活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

3 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

(1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)

(2) 消防大会及び操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。

(3) 各種講習会等を開催する

(4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

4 消防計画及びその推進

消防本部は、次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の促進

建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 市街地の整備	市街地整備課
2 建築物等の耐震対策	建築指導課、都市政策課、営繕課、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、NTT 東日本(株)
3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、 県(君津土木事務所、木更津港湾事務所)

1 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽した木造住宅が密集した地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する必要がある。そのため、市街地整備課は、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの各種事業を活用し、防災上安全な市街地の形成を図る。

2 建築物等の耐震対策

(1) 耐震診断・改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止・復旧推進対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じる一方、県や関係団体（千葉県建築防災連絡協議会、千葉県特定行政庁連絡協議会、君津地域耐震改修促進協議会、ちば安心住宅リフォーム推進協議会及び自治会等）と連携して、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所持者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。特に、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対しては、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。

また、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業により木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成するほか、木造住宅耐震改修事業と合わせて行うリフォームについても、木造住宅リフォーム事業により費用の一部を助成する。

開発行為等にかかわる防災対策について、都市政策課は都市計画法に基づき事業者に対し、事業区域及びその周辺地域の地形、地質、過去の災害の状況等を事前に十分調査し、

がけ崩れ、土砂の流出、出水、浸水及び地盤沈下その他開発行為等に起因する災害発生防止に万全の措置を講ずるよう審査を行い許可している。

(2) 教育施設の耐震化

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、市立の小中学校施設等について、計画的につり天井等非構造部材を含めた耐震化を実施したところである。

また、社会教育施設である公民館等についても、災害の種類に関わらず地区住民の避難所であることから計画的な耐震化を実施したところである。

(3) 文化財の防災対策

教育委員会は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) 高層建築物における対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、建築指導課は、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

(5) ブロック塀等の安全対策

建築指導課は、広報を活用し希望者に点検を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

また、生け垣、フェンス等への転換を促進するよう指導する。

(6) 落下物防止対策

建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、建築基準法に基づく定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策を行うよう促すものとします。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

建築指導課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

また、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(8) ライフライン施設の耐震化

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県においても上下水道、電気、

ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

ア 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、水道施設の耐震化を図るとともに、危機管理課と連携し、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

イ 下水道施設

下水道推進室は、処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。

ウ 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

エ ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

オ 通信施設

NTT東日本株式会社は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

3 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路及び交通施設の耐震化

ア 道路

各道路管理者は、防災上重要な路線を重点的に、拡幅整備等を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

イ 橋梁

土木課及びその他道路管理者は、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

ウ 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、耐震化等の指針等に基づいて、構造物の耐震化や列車の安全に関する設備の整備に努める。

(2) 港湾施設等の安全化

県は、船舶による緊急物資、避難者、復旧資機材等の海上輸送のため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、千葉県において東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生したことから、本市においても液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進	建築指導課
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	かずさ水道広域連合企業団、下水道推進室、土木課、県（君津土木事務所）
3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課、県
4 液状化被害における生活支援	健康推進課、福祉相談課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会

1 液状化対策の推進

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築指導課は、パンフレットの配布等により液状化対策に関する普及・啓発に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、液状化が発生した場合において施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 下水道施設

下水道推進室は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(3) 道路橋梁

土木課は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたって県は、液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化危険度マップや揺れやすさマップの広報・周知

危機管理課は、東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」（平成26・27年度改訂）を用いて、市民にわかりやすく広報・周知する。

また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担

がかかる。建築指導課は、「木更津市WEB版防災ハザードマップ（液状化危険度に関するマップ）」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう市民に対し広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

（3）建築物の液状化対策の情報提供

県は、建築技術者等の液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、県のホームページに液状化対策に係る資料を掲載することにより周知を行う。

液状化被害における生活支援液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、健康推進課及び**福祉相談課**は、共助の取組みや君津健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、健康推進課及び**福祉相談課**は、共助の取組みや君津健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じる。

1 土砂災害の防止・孤立集 落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、 県（君津土木事務所）
2 災害に強いまちづくり	管理用地課

1 土砂災害の防止・孤立集落対策

(1) 危険箇所の調査把握等

市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の周知

県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、危機管理課、土木課及び消防本部は、県が指定した土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。

また、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップや盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図り、あわせて一般住民への周知に努める。

イ 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

危機管理課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

ウ 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は土砂災害危険箇所の緊急点検を実施し、管理用地課、土木課はこれに協力する。

また、危機管理課は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関に対して事前に周知する。

エ がけ地近接危険住宅の移転

建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ①急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ②急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 情報の伝達

危機管理課は、危険住宅に対して避難指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。

(3) 土石流対策

県は、土石流危険渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施する。

(5) 孤立集落対策の推進

危機管理課は、地震災害時に孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の対策を講ずる。

2 災害に強いまちづくり

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

※資料編1-4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

※資料編5-1 土砂災害危険箇所

※資料編5-2 土砂災害(特別)警戒区域

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障がい者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市及び県等は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

1 避難行動要支援者への対応	危機管理課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課、こども発達支援課、県
2 要配慮者全般への対応	危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課、こども発達支援課、県
3 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者
4 外国人への対応	危機管理課、地域共生推進課、観光振興課

1 避難行動要支援者への対応

市では、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」及び、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を踏まえ、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下、この節において「全体計画」という。）」を策定している。市は、災害対策基本法の規定により、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県はこの取組みを支援する。

危機管理課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課、こども発達支援課は、次のような避難行動要支援者対策を行う。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者名簿の作成・更新の際にはデジタル技術を活用したものの導入を積極的に検討するものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 全体計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定している。
- b 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
 - ①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ③避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別

- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿情報の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、この名簿は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の安否確認を目的として、市が管理する指定避難所に備え付けるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めのある場合を除く）、全体防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に平時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(2) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、平時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市の個別避難計画に係る取り組みを支援する。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にする。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

併せて、個別避難計画の作成に当たって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

(エ) 市における個別避難計画情報の適正管理

個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

また、個別避難計画の更新の際には、デジタル技術を活用したものの導入を積極的に検討するものとする。

エ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

2 要配慮者全般への対応

(1) 支援体制の整備

市及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時

における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

市は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にを行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施する。また、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知を行うとともに、市及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障がい者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

また、避難所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう千葉県聴覚障害者協会や木更津市社会福祉協議会等との連携に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者やその家族に対し、パンフレット、チラシの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

市及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生

活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設における防災対策

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入通所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入通所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人への対応

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」と位置づけ、地域共生推進課は、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

また、危機管理課は、地域共生推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

さらに、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課
2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	危機管理課
5 その他の通信網の整備	危機管理課

1 市における災害情報通信施設の整備

(1) 災害通信網の整備

危機管理課は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、上記の通信施設や非常用電源を耐震や耐水等を考慮して整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を図る。

(2) 非常通信体制の強化

危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第74条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT東日本株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

2 県における災害情報通信施設の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

(1) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関258機関に無線設備を設置している。

(2) 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した9箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(3) 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(4) 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(5) 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(6) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

3 警察における災害通信網の整備

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、危機管理課は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、危機管理課とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努める。

5 その他の通信網の整備

危機管理課は、CATV、コミュニティFM、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	危機管理課、県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	健康推進課
3 燃料対策	財産活用課

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設定するなど体制の整備に努める。

また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

(1) 備蓄意識の高揚

危機管理課は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所において最低限備えるべき備品の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

「平成19年度千葉県地震被害想定調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は47,748人と想定されており、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の3日分を目標とした備蓄に努める。

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、危機管理課は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・段ボールベッド・パーティション・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 市及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、危機管理課及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ア 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

イ 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。

また、危機管理課は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。

なお、物資集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の確保体制の整備

健康推進課は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を君津健康福祉センター・君津木更津医師会等と連携して供給の調整に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、健康推進課は県と連携し、平時から体制整備に努める。

3 燃料対策

財産活用課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行えるよう、実施体制の整備に努める。

また、燃料供給にあたっては、千葉県LPガス協会木更津支部及び千葉県石油商業協同組合木更津支部との災害協定に基づき定めた連絡網及び会員リストにより、組合支部または組合支部会員（以下「組合支部等」という。）に協力を要請し、組合支部等の指定する場所で燃料の引き渡しを受ける。

第11節 防災施設の整備

地震災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所や災害用備蓄倉庫等の各種防災施設等の整備が重要であるため、計画的に整備を進めている。

1 防災拠点の整備	危機管理課
2 緊急輸送の環境整備	危機管理課
3 避難施設の整備	危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課

1 防災拠点の整備

危機管理課は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、ならびに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

2 緊急輸送の環境整備

危機管理課は、道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

3 避難施設の整備

危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

■避難場所等の役割

指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。
指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所の整備

教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。

- ア 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。また、平時から指定避難所の所在地、収容人数、家庭動物の受入れ方法等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する手段の整備に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護所の施設整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、LPガス等の非常用燃料の確保に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ケ 福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。

コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

サ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

セ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

ソ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

タ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あら

かじめ、検討するよう努めるものとする。

チ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ツ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 避難施設管理体制の整備

避難を実施するにあたり、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため危機管理課は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・市・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。また、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、施設・市・地域代表との避難所の運営について検討し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図る。

(3) 避難路の整備

管理用地課、土木課、市街地整備課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

(4) 指定緊急避難場所の周知

危機管理課は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知は、次の方法を検討する。

ア 「広報きさらづ」に掲載する。

イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。

ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

(5) 誘導標識の設置

危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

※資料編 3 - 1 避難場所等一覧

第12節 帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一齐に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

1 帰宅困難者等	危機管理課
2 一齐帰宅の抑制	危機管理課
3 帰宅困難者等の安全確保対策	危機管理課
4 帰宅支援対策	危機管理課
5 関係機関と連携した取組み	危機管理課、関係各機関

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 事業所等への要請

危機管理課は、学校、事業所、大規模集客施設等、災害時に交通が途絶した場合に、児童・生徒、従業員、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

2 一齐帰宅の抑制

(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発

危機管理課は、「首都直下地震対策大綱」における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における情報提供や徒歩帰宅支援や県の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一齐帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、危機管理課は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、市公式SNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

学校、事業所等関係機関において児童・生徒、従業員等を待機させる判断をすることや、

個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、危機管理課は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに市が事務局となり設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 学校、事業所等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、危機管理課は、学校、事業所等関係機関に対し、児童・生徒、従業員等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

危機管理課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるため、市有施設を一時滞在施設として指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し、一時滞在施設として確保する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、危機管理課は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

危機管理課は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

危機管理課は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

危機管理課は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗

を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

5 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

平成23年9月に設立された、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、国や周辺都县市、民間企業団体等と連携を図るとともに、検討の成果を本市の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア 平時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。

イ また、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

市は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・県等からの広域応援体制を構築するため、平時から国、県、防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対応業務のデジタル化や災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1 防災組織の整備	危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進	危機管理課、協定運用担当課
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、福祉相談課
4 応急医療体制の整備	健康推進課
5 給水体制の整備	危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等

1 防災組織の整備

(1) 木更津市

各部等の各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう必要な組織を整備し、その改善に努める。

(3) 自主防災組織

ア 自主防災組織の結成促進

危機管理課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、町内会を単位とする自主防災組織の結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

危機管理課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、中核リーダーを対象とした研修会への参加促進を行う。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、木更津市自主防災資器材交付要領に基づいて、新規の自主防災会組織に資器材の交付を行う。

ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実

危機管理課、福祉相談課、生活支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実に努める。

2 協定締結の推進

(1) 災害時応援協定の締結

災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力

について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。

なお、災害時応援協定は、協定に係る業務を所管する課（以下「協定運用担当課」という。）が締結を行う。

(2) 災害時物資供給協定の締結

協定運用担当課は、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 ボランティア活動の環境整備

(1) 受け入れ体制等の整備

福祉相談課は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(2) ボランティア意識の啓発

危機管理課は、福祉相談課と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(3) ボランティアリーダーの養成

危機管理課、福祉相談課は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

4 応急医療体制の整備

健康推進課は、災害時に傷病者に対する医療救護が傷病の程度に応じて実施されるよう千葉県、君津木更津医師会その他の関係機関等に協力を求め、必要な体制整備を図る。特に、市域の発展、病院・医院の開設状況に応じて、応急医療が実施できるよう継続的に体制整備に努める。

5 給水体制の整備

(1) 給水資器材の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。

(2) 貯水槽、災害用井戸の整備

危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。

(3) 協力体制の整備

危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築

するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業者、水道用水供給事業者及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。

6 業務継続計画の推進

危機管理課及び各部・各課等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特徴等を踏まえつつ、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行うものとする。

- ※資料編 1－5 木更津市自主防災資器材交付要領
- ※資料編 2 災害協定書・覚書等一覧表
- ※資料編 4－1 災害備蓄倉庫一覧
- ※資料編 4－2 災害用備品等備蓄状況

第3章 災害応急対策計画

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部	各部・班
2 職員の動員・配備	各部・班
3 初動体制	各部・班
4 災害救助法の適用手続き等	本部班

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、又は、災害発生後における措置がおおむね終了したときは、災害対策本部を廃止する。

■災害対策本部設置基準

①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）
②津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動設置）
③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）
④その他、市長が必要と認めたとき

(2) 関係機関への通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、本部班は、直ちに、電話その他適当な方法により下記に通知する。なお、設置の場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

■関係機関への通知先

①防災会議委員	②隣接市の長	③警察署長
④その他防災関係機関	⑤県知事	⑥報道機関

(3) 本部設置時の措置

本部班は、災害対策本部を設置するときは、次の措置を行う。

- ア 庁内放送、電話等により、市職員に周知し徹底を図る。
- イ 市役所駅前庁舎8階防災室・会議室に本部を設置する。周辺の状況により市庁舎の使用に不都合が生じる状態となったときは、真舟小学校に設置する。
- ウ 本部に必要な機器、書類・文具等の物品を用意する。

(4) 組織

災害対策本部の組織及び組織の運営は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

なお、組織の概要を以下に示す。

- ア 市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。
- イ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。

- ウ 本部長付は、教育長をもって充てる。
- エ 本部に本部会議を置く。本部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (ア) 本部長
 - (イ) 副本部長
 - (ウ) 本部長付
 - (エ) 各部長（市役所・教育委員会の各部の部長、議会事務局長、消防長）
 - (オ) 本部長が指名する者
- オ 本部会議に応急対策を実施するうえで必要と認められる時は、専門会議を置く。
- カ 本部に部、本部事務局、連絡所をおき、部に班をおく。
- キ 本部事務局は、本部班、本部事務局員及び連絡員等をもって構成する。

(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害対策本部の指揮権限の委任

第1位	副市長	第2位	教育長	第3位	総務部長
-----	-----	-----	-----	-----	------

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

ア 組織編成

- (ア) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- (イ) 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。

イ 所掌事務

- (ア) 本部長の指示による応急対策の実施
- (イ) 被害状況、復旧状況の情報伝達
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 各種相談業務の実施
- (オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。

(7) 事務分掌

本部の事務分掌は、本節内「災害対策本部の組織・事務分掌」の定めるところによる。

(8) 災害対策本部の機能強化

ア 全般

各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。

イ 情報収集・発信体制の強化

被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。

ウ 避難所運営機能の強化

災害対策本部に避難所運営等支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化す

る。

エ 災害対策本部施設・設備の強化

円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。

オ 職員の応援及び受援体制の強化

災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。

カ 合同調整所の設置

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

キ 災害対策本部運営訓練の充実

災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。

木更津市災害対策本部組織図

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
総務部	本部班	危機管理課、総務課、情報経営課
	秘書班	秘書課
	職員班	職員課、契約検査課
企画部	企画班	企画課、オーガニックシティ推進課、地域政策室
	シティプロモーション班	シティプロモーション課
財務部	財政班	財政課
	市民税班	市民税課
	資産税班	資産税課
	収税対策班	収税対策室
	会計班	会計室
資産管理部	財産活用班	財産活用課
	営繕班	営繕課、庁舎整備室
市民協働部	市民班	市民課
	市民活動支援班	市民活動支援課、地域共生推進課
健康づくり部	保険年金班	保険年金課
	健康推進班	健康推進課
	スポーツ振興班	スポーツ振興課
こども未来部	こども支援班	こども政策課、こども家庭支援課、こども発達支援課
	こども保育班	こども保育課

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
福祉部	福祉支援班	福祉相談課、生活支援課
	障がい福祉班	障がい福祉課
	高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課
環境部	環境衛生班	環境政策課、生活環境課
	廃棄物対策班	資源循環推進課
経済部	農林水産班	農林水産課
	産業振興班	産業振興課、観光振興課
	市場班	地方卸売市場
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館金のすず
	公民館班	公民館
特命部	特命班	議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
消防部	消防長の定めるところによる	
富来田連絡所	総務班	富来田出張所
鎌足連絡所		鎌足出張所
金田連絡所		金田出張所
中郷連絡所		中郷出張所
調整部	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	物資供給支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員
	被害調査班	災害対策本部長が指名する職員

※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とする。

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期				所掌事務
		警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	
総務部	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難指示等の判断に関する事。
						被害状況、応急対策実施状況の総括に関する事。
						災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関する事。
						市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。
						職員の動員及び配置調整に関する事。(消防部を除く。)
						各部との連絡調整に関する事。
						本部会議に関する事。
						県本部等への報告及び連絡に関する事。
						自衛隊の災害派遣に関する事。
						防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関する事。
						部内の連絡調整に関する事。
					部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめに関する事。	
					調整部内各班の管理及び指示に関する事。	
		秘書班				本部長及び副本部長の秘書に関する事。 災害見舞及び視察者に関する事。
		職員班				職員の安否、勤務状況等の把握確認に関する事。
					職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関する事。	
					応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関する事。	
企画部	企画班●				部内の連絡調整に関する事。	
					かずさ水道広域連合企業団との連絡調整に関する事。	
					部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に関する事。	
	シティプロモーション班				災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関する事。	
					避難指示等の伝達に関する事。	
					帰宅困難者への情報提供に関する事。	
					報道機関との連絡に関する事。	
				ふるさと納税に関する事。		
財務	財政班●				災害関係予算その他財政に関する事。	
					部内の連絡調整に関する事。	

部				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事
	市民税班			市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事
				り災証明書の発行に関する事
	資産税班			資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事
				り災証明に係る住家の被害調査に関する事
	収税対策班			税の徴収猶予及び相談に関する事
				り災証明に係る住家の被害調査に関する事
	会計班			経費物品の出納に関する事
				義援金の受付及び保管に関する事
	資産 管 理 部	財産活用班 ●		
				庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保に関する事
				燃料の確保に関する事
				市有財産の被害状況の把握に関する事
				部内の連絡調整に関する事
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事
営繕班				災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関する事
				建築業者との連絡調整に関する事
				被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関する事
				応急仮設住宅の建設に関する事
				教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関する事
市民 協 働 部	市民班●			応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関する事
				救援物資の募集、受け付けに関する事
				部内の連絡調整に関する事
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事
	市民活動支援班			交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関する事
				被災者相談窓口開設及び運営に関する事
				外国人対策に関する事
				市民活動支援センター、金田地域交流センター、防犯ボックス及び市管理自転車駐車施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事
				避難所の開設及び運営の調整に関する事
				地区担当職員に関する事
健康	保険年金班 ●			生活物資の避難所への搬送に関する事

づくり部			救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関する事。	
			部内の連絡調整に関する事。	
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事。	
	健康推進班			要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関する事。
				医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関する事。
				被災者の健康管理、防疫に関する事。
				医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関する事。
				保健相談センター及び健康増進センターの被害状況の調査及び応急復旧に関する事。
	スポーツ振興班			市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関する事。
				市管理体育施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。
こども未来部	こども支援班●		児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、子育て支援センター、児童発達支援センター及び母子生活支援施設等の被害調査に関する事。	
			要配慮者等の避難支援に関する事。	
			福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する事。	
			部内の連絡調整に関する事。	
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事。	
	こども保育班			応急保育に関する事。
				福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する事。
				児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設及び放課後児童クラブの被害調査に関する事。
	福祉部	福祉支援班●		災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関する事。
				遺体の処理に関する事。
			日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。	
			福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事。	
			部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関する事。（部門被害）	
				部内の連絡調整に関する事。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事。

	障がい福祉班			障がい者の避難支援及び援護に関すること。
				福祉避難所の運営等に関すること。
	高齢者福祉班			要介護高齢者の避難支援及び援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。
				福祉避難所の運営等に関すること。
環境部	環境衛生班●			環境衛生施設、大気汚染測定局、航空機騒音システム及び市管理霊園施設の被害状況及び応急復旧に関すること。
				防疫（消毒等）に関すること。
				動物対策に関すること。
				大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。
				部内の連絡調整に関すること。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	廃棄物対策班			ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。
				被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。
				仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。
	経済部	農林水産班●		
				農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設、漁港施設及び地域交流拠点施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。
				部内の連絡調整に関すること。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
産業振興班				商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
				観光施設の被害状況の調査及び対策に関すること。
				港湾に関すること。
市場班				市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
				地方卸売市場に物資集積所が設置された場合の運用支援に関すること。
都市整備部		都市政策班●		
				被災宅地の危険度判定に関すること。
				部内の連絡調整に関すること。
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。	
	市街地整備班			金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
			市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。	

				現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関する事。
				公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に関する事。
	建築指導班			がけ地近接等危険住宅の注意喚起に関する事。
				被災建築物の応急危険度判定に関する事。
	住宅班			市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。
				応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に関する事。
	下水道推進班			公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設の被害調査、記録及び応急復旧に関する事。
	管理用地班			国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に関する事。
				部内の公共土木施設関係の被害記録に関する事。（部門被害）
	土木班			災害危険区域（急傾斜地、土石流危険住家）の警戒巡視に関する事。
				水防活動に関する事。
				道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に関する事。
				土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に関する事。
教育 部	教育総務班 ●			市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に関する事。
				被災施設の応急復旧に関する事。
				部内の連絡調整に関する事。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事。
	学校教育班			教育施設の被害状況の調査に関する事。
				応急教育計画、教員の確保に関する事。
				被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関する事。
				避難所の開設及び運営の調整に関する事。
	生涯学習班			施設利用者等の安全確保に関する事。
				避難所の開設及び運営の調整に関する事。
				文化財の保護に関する事。
	公民館班			施設利用者等の安全確保に関する事。
			避難所の開設及び運営の調整に関する事。	
特命 部	特命班●			市議会議員との連絡調整に関する事。
				本部長の特命指示に関する事。
				部内の連絡調整に関する事。
				部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する事。
消	消防長の定			防火水防活動に関する事。

防部	めるところによる。		救急救助に関すること。
			災害危険区域の警戒巡視に関すること。
			行方不明者の捜索に関すること。
			消防団による被害状況の調査取りまとめに関すること。
			危険物の被害記録に関すること。（部門被害）
			消防応援の受入れ及び調整に関すること。
			部内の連絡調整に関すること。
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
富来田連絡所	総務班		本庁との連絡調整、管内の諸連絡に関すること。
			管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に関すること。
			管内の被災者相談窓口の開設、運営に関すること。
鎌足連絡所		管内の諸連絡に関すること。	
金田連絡所		管内の諸連絡に関すること。	
中郷連絡所		管内の諸連絡に関すること。	
調整部	避難所運営等支援班		避難所の運営支援に関すること。
	応援職員支援班		応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	物資供給支援班		食料・生活必需品等の供給に関すること。
	避難所開設班		避難所の開設及び運営支援に関すること。
	被害調査班		地区担当職員による被害調査に関すること。
		道路、橋梁等公共施設被害状況の関係部等への通報に関すること。	
全体共通	各部の主管班●		部内の連絡調整に関すること。
			部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	各班		避難所の運営支援に関すること。
			庁内の応援に関すること。

2 職員の動員・配備

(1) 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。なお、勤務時間内に東京湾内湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員は区域外へ速やかに退避する。

■配備基準

体制		基準
本部設置前	注意配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） ウ 千葉県南部に長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備） エ その他の状況により、必要と認められるとき
	警戒配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5弱を記録したとき イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から津波注意報又は津波警報が発表されたとき（自動配備） ウ その他の状況により必要と認められるとき
本部設置後	第一配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5強を記録したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備） ウ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動配備） エ その他、市長が必要と認めたとき
	第二配備	ア 災害の状況により、市長が必要と認めたとき
	第三配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度6弱以上を記録したとき（自動配備） イ その他、市長が必要と認めたとき

(2) 動員の伝達

ア 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

イ 動員の方法

自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、災害等の状況により、別に定める「災害対策職員配置表」等に基づき、自ら所定の部署に参集する。

本部長（市長）の配備決定による場合、本部班は、次のように配備指令を伝達する。

(ア) 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

(イ) 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

(3) 動員報告

各部・班は、所定の様式で動員記録を作成し、本部に報告し、職員班は、これを整理する。

(4) 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

(5) 県情報連絡員の派遣受入れ

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。

災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。

3 初動体制

(1) 避難所開設班

震度5強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合、避難所開設班に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、本部班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員については、年度ごとに指定する。

ア 所掌事務

- (ア) 避難所の安全点検
- (イ) 避難者の受け入れ準備
- (ウ) 避難所の開設
- (エ) 避難所の運営支援

イ 設置場所

各避難所 ※詳細は資料編のとおり

(2) 避難所開設班以外の職員

避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。

4 災害救助法の適用手続き等

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■ 災害救助法の適用基準

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
		50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号 前段
		多数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号 後段
災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	基準省令第1条※		

生命・身体へ の危害が生 じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項※
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第2項※

※災害救助法施行令第1条第1項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準を定める省令

イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

①全壊（全焼・流失）住家	1世帯	・・・	滅失住家	1世帯
②半壊（半焼）住家	2世帯	・・・	滅失住家	1世帯
③床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯	・・・	滅失住家	1世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊・全焼・全流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
住家の準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成

	要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
準半壊に至らない	住家の損害割合が10%未満のものをいう。
住家の床上浸水、土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(4) 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法の救助項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	3ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内、文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ

※資料編1-6 木更津市災害対策本部条例

※資料編1-7 木更津市災害対策本部組織運営規程

※資料編1-8 私有車両の公務使用許可等に関する規則

※資料編3-2 防災関係機関名簿

※資料編6-1 木更津市災害対策本部様式

※資料編6-2 災害救助法様式

第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制	本部班、シティプロモーション班、防災関係機関
2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台
3 災害情報の収集	本部班、シティプロモーション班、被害調査班
4 報告	本部班、消防部
5 災害時の広報	シティプロモーション班、市民活動支援班
6 報道機関への対応	シティプロモーション班
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害調査班
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班

1 通信体制

通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 情報連絡体制

ア 災害時指定電話

本部班及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。

市においては、本部に災害時指定電話を配置する。本部事務局には、通信事務従事者として、総務部長が指名した各部1名の事務局員を配置する。

イ 連絡員の派遣

各部長は、本部会議と部内各班との連絡調整を強化するため、連絡員を定め、本部事務局に待機させ、各部班との連絡にあたらせる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣する。

本部連絡員は、連絡用無線機等の携行等を行い、所属の機関との連絡にあたる。

(2) 通信手段の確保

災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

ア 電話

(ア) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

(イ) 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあっては、避難場所等に臨時電話の設置を NTT 東日本株式会社へ要請し通信を確保する。

(ウ) F A X

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

イ 市防災行政無線

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

(ア) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(イ) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

カ その他

(ア) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。

(イ) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

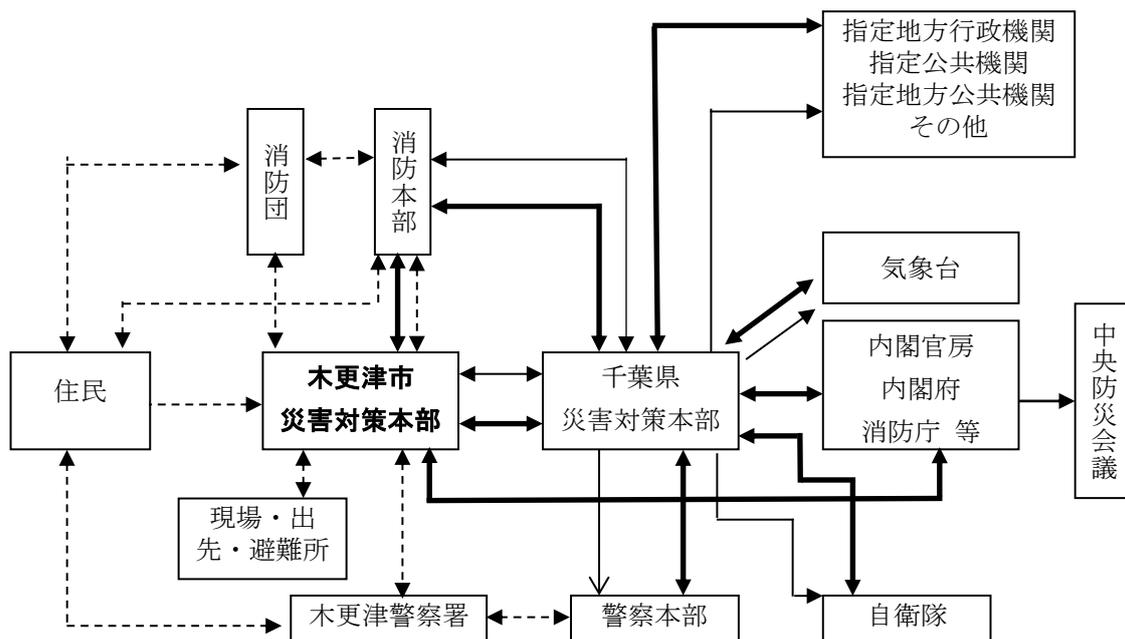
(ウ) きさらづ安心・安全メール

災害情報等をメールで発信する。

(エ) CATV、コミュニティFM

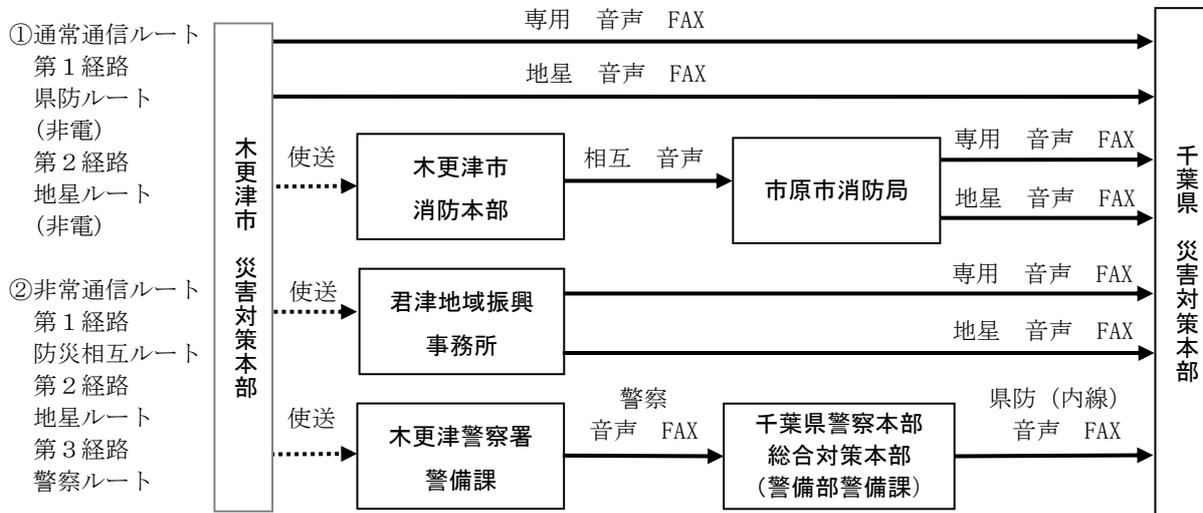
協定に基づき協力を得る。

■ 災害通信系統図



千葉県防災行政無線 消防防災無線 中央防災無線	県防災情報システム	市防災無線 消防・警察無線 市防災情報システム 口頭伝達 等
-------------------------------	-----------	---

■非常通信ルート



2 地震・津波情報の収集

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

(1) 警報及び情報等の種類

■地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して発表する。本市の地域名は、千葉県南部である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。本市は、「千葉県南部」である。
震源に関する情報	震度3以上で発表する(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。)。地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報(警報)を発表した場合に発表する。地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した

種 類	内 容
	地震回数情報等を発表する。
推計震度分布 図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を 図情報として発表する。
長周期地震動 の観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。
遠地震に関 する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ①マグニチュード7.0以上。 ②都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測し た場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがあ る。）。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に 発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～ 2時間程度で発表している。） 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科
学技術研究所（13ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計
のデータを用いている（令和4年11月24日現在）。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区 分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報*	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超 える場合。	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津 波による流れに巻き込まれる。沿岸 部や川沿いにいる人は、ただちに高 台や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。警報が解除されるまでは 安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1mを超 え、3m以下の 場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い浸 水被害が発生する。人は津波による 流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿 いにいる人は、ただちに高台や津波 避難ビルなど安全な場所へ避難す る。警報が解除されるまでは安全な 場所から離れない。
津波注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m以 上、1m以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合。	1m (0.2m≤予想高さ ≤1m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型 船舶が転覆する。海の中にいる人は ただちに海から上がって、海岸から 離れる。海水浴や磯釣りは危険なの で行わない。注意報が解除されるま では海に入ったり海岸に近づいたり しない。

*大津波警報は特別警報に位置づけられている。

*津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の
高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

【津波警報等が発表された場合の水門操作】

《君津土木事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P53 より抜粋）

※水門等操作指針に基づき行動する。

<p>●近地津波（日本近海で発生した津波） 『水門操作にあたっては、捜査員の安全確保ができない場合は、操作を行わないこと。』</p> <p>●遠地津波（日本近海以外で発生した津波） 『捜査員の安全を確保したうえで、速やかに水門等の閉鎖を行うこと。』 （津波に関係のある水門） ・江川水門、高須水門、濤切水門、蒲原水門 《木更津港湾事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P56 より抜粋） ※水防（高潮・津波）実施要領等に基づき行動する。</p> <p>●津波注意報・警報の場合には、『操作にあたること』</p> <p>●大津波警報の場合には、『退避行動をとること』 （津波に関係のある水門） ・吾妻排水機場、地藏川排水機場</p>
--

■津波情報の種類

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを併せて発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考

慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※3) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

(ア) 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

■津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。

0.2m 未満の海面変動が予想されるとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

3 災害情報の収集

(1) 住民からの災害情報の受付

住民からの災害情報は、本部事務局員が受け付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。

(2) 被害状況の調査・報告

ア 被害調査班は、木更津市地区担当職員制度の地区ごとに編成し災害対策本部事務局員の直轄とし、一元的に運用する。

イ 地区担当職員からなる被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。

(3) 異常事象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4 報告

(1) 災害発生の報告

本部班は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

本部班及び消防部は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また震度6弱以上の地震の場合は119番件数についてもその概数を、可能な限り総務省消防庁及び県に報告する。

(2) 県等への被害報告

ア 報告先・手段

本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから本部班は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、本部班は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 報告内容

県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■ 県へ報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - A 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - B 主な応急措置の実施状況
 - C その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要事項

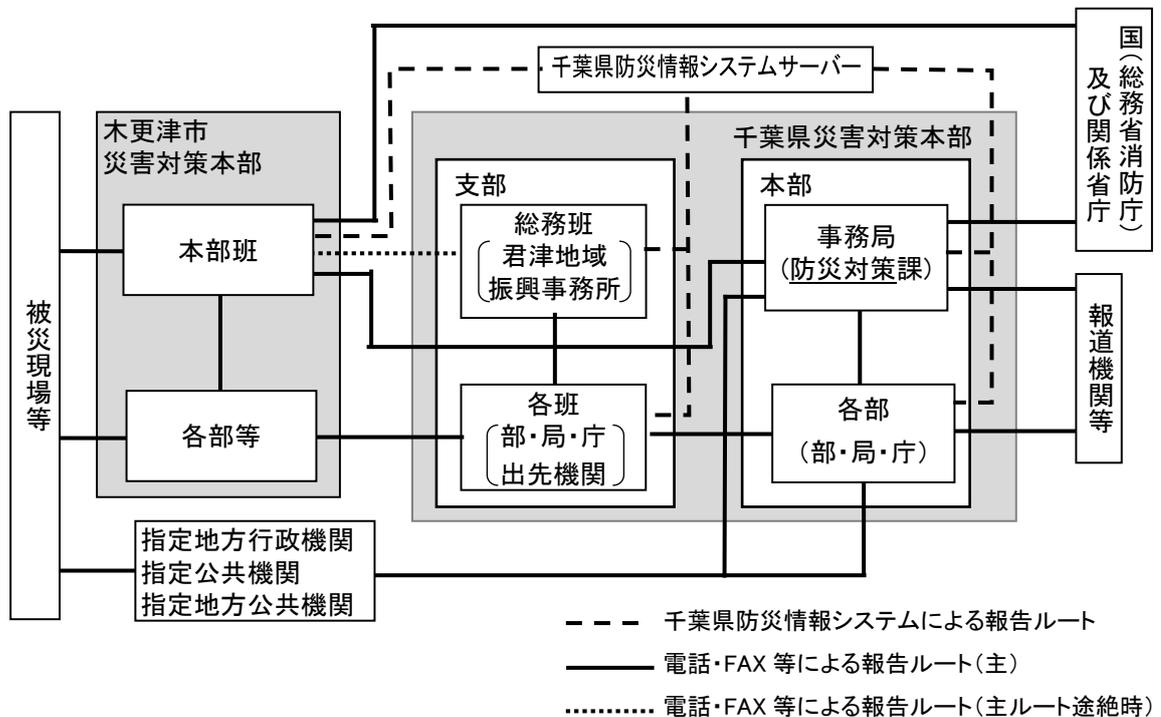
ウ 報告責任部局の選定

被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■ 被害情報等の収集報告の流れ



■勤務時間内における国及び県への連絡方法

<p>総務省消防庁（応急対策室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
<p>千葉県（防災対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ○一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

<p>総務省消防庁（消防庁宿直室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
<p>千葉県（防災行政無線統制室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ○一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（県防災行政無線統制室）

5 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報の項目

シティプロモーション班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

■広報の項目

<p>(ア) 災害情報及び被災状況に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> A 災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 <p>(イ) 避難に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> A 避難の指示 B 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 <p>(ウ) 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> A 本部の設置 B 救護所、避難所の開設状況 C 医療救護、衛生知識の周知 D 給水、給食等の実施状況 E その他、被災者の支援情報 <p>(エ) ライフラインの状況</p>
--

- | |
|---------------------|
| (オ) 交通規制、交通機関等の運行状況 |
| (カ) 流言飛語の防止に関する状況 |
| (キ) その他 |

イ 広報の手段

広報は、市防災行政無線、災害情報システム、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV、市公式SNS等を活用する。

(2) 避難所における広報

シティプロモーション班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

(3) 災害広報紙の発行

シティプロモーション班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

シティプロモーション班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。

(2) 報道機関への要請

ア 災害対策本部や避難者への配慮

シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。

イ 放送要請

シティプロモーション班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。

7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

(1) 被災者台帳の作成・利用

ア 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ①氏名 | ②生年月日 |
| ③性別 | ④住所又は居所 |
| ⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ⑥援護の実施の状況 |
| ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | |
| ⑧その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項） | |

本部班及び被害調査班は、避難者名簿（第3節4(3)イ参照）、捜索者名簿（第6節2(1)ア参照）、遺体処理台帳（第13節4(3)オ参照）、埋火葬台帳（第13節4(4)ア参照）、り災台帳（第14節4(2)参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

イ 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

- ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

(2) 安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿、捜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

8 住民相談

市民活動支援班及び富来田連絡所総務班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施する。

■相談窓口での相談事項例

- | | |
|------------------|---------------|
| ①り 災証明の手続き | ②税の減免等 |
| ③遺体の埋火葬 | ④医療・福祉 |
| ⑤生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥商・工・農林漁業への支援 |
| ⑦住宅支援 | ⑧ライフライン復旧 |
| ⑨廃棄物、防疫 | ⑩教育 |

※資料編 1－9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

※資料編 1－10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

※資料編 1－11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

※資料編 2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 避難の指示等	本部班、シティプロモーション班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者
3 自主避難	公民館班
4 避難所等の開設と運営	本部班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班、避難所開設班、避難所運営支援班
5 避難所等の閉鎖	避難所開設班、避難所運営支援班
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署
7 在宅避難者への対応	本部班、関係各班

1 避難の指示等

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。また、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

(1) 避難指示等の発令

地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市長（本部長）の措置

火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

■避難の種類及び発令基準の目安

高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示	危険な場所から直ちに避難する。	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき
緊急安全確保	避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動する。	ア 災害が切迫又は既に発生しているとき

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	①災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官 海上保安官	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ②市長から要求があったとき ③人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

（注）災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。

（2）警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	①災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
消防長、消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ①消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	①火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	①水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官、海上保安官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ①市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ①消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	①水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 避難情報等の伝達

ア 住民への伝達

本部班及びシティプロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

■避難情報等の伝達

(ア) 伝達方法	
①市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）	②エリアメール
③きさらづ安心・安全メール	④市ホームページ
⑤コミュニティFM	⑥広報車
⑦CATV等報道機関	⑧サイレン又は警報
⑨市公式SNS	⑩その他速やかに住民に周知できる方法
(イ) 伝達内容	
①避難の対象区域	②避難先
③避難経路	④避難指示等の理由
⑤その他注意事項	

イ 県に対する報告

本部班は、避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び君津地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長（市長）が避難の指示を行った時、又は警察官等から避難等の指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。

2 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、自衛隊員、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

(3) 避難指示等が発令された場合の避難行動

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 広域避難及び広域一時滞在

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

(5) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(6) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき、実施する。

3 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。

4 避難所等の開設と運営

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難所の安全点検及び開放

市は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。

避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。

(2) 避難状況の確認・報告

避難所開設班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。

(3) 避難所の運営等

ア 運営準備

避難所開設班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

イ 避難者の把握

避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、以下の項目を踏まえ、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。

(ア) 避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(イ) 本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあつては、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

(ウ) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (エ) 避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。
- また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。
- なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (オ) 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努めるものとする。
- (カ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (キ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (ク) 「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
- (ケ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。
- また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (コ) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (サ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部と健康推進班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康推進班は、本部に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (シ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ス) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。
- また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース

確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

■避難所の運営項目

- ①必要物資の管理・分配
- ②避難者の転出入確認、名簿作成
- ③情報管理、広報
- ④環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
- ⑤感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保）
- ⑥警備
- ⑦入浴措置
- ⑧高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮
- ⑨傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等
- ⑩相談、苦情処理、要望聞き取り
- ⑪各種調査
- ⑫ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- ⑬各種記録

■女性への配慮事項

- ①女性専用の相談窓口
- ②女性専用の物干し場、授乳室の設置
- ③男女別の更衣室、トイレ等の確保
- ④女性担当者による女性専用の物資の配布
- ⑤防犯対策

エ 避難状況の報告及び記録

本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。避難所開設班又は避難所運営支援班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

オ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。

5 避難所等の閉鎖

避難所開設又は避難所運営支援班、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、あらかじめ避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 防犯対策

木更津警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市と連携して地域の巡回パトロールを行う。また、市民活動支援班は、木更津警察署と連携して、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

7 在宅避難者等への対応

本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、関係各班と連携して必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候

第2編 地震・津波編

第3章 災害応急対策計画

群) の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービスを提供するように努める。

※資料編3-1 避難場所等一覧

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達	本部班、シティプロモーション班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合
2 住民等の避難行動	住民等
3 住民等の避難誘導	本部班、シティプロモーション班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署

1 津波警報等の伝達

- (1) 本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。
 - ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
 - イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、シティプロモーション班はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。
 - ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。
 - エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示等の伝達に努める。
- (2) 河川・海岸地域では、シティプロモーション班、本部班、防災関係機関等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- (3) 海岸線付近の観光地、潮干狩り場の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

- (1) 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。
- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車を利用した避難を検討する。

3 住民等の避難誘導

- (1) 本部班、シティプロモーション班は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。
- (2) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

※資料編3-1 避難場所等一覧

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等	本部班、シティプロモーション班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者
2 避難行動要支援者の支援	本部班、シティプロモーション班、市民活動支援班、福祉支援班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班
3 福祉避難所の設置	福祉支援班、社会福祉施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送	福祉支援班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	福祉支援班
6 社会福祉施設入所者等への支援	福祉支援班、社会福祉施設管理者

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。海浜・水際の避難誘導、輸送については漁業協同組合等からの協力を得る。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づくものとする。

(3) 緊急入所等

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 要配慮者の支援

(1) 避難行動要支援者の安全確保

避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある避難行動要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、福祉支援班に連絡する。

また、障がい福祉班、高齢者福祉班及び健康推進班は、地区の民生委員、自治会長等の協力を得て、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難生活での配慮

避難所を開設した場合は、避難所の責任者は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

市民活動支援班は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(3) 避難所における支援

障がい福祉班及び高齢者福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、木更津市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

ア 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

エ 医療的支援

衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。

オ DWATの要請

避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

カ 情報伝達手段の確保

要配慮者等に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

(4) 巡回相談等の実施

福祉支援班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

3 福祉避難所の設置

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。福祉避難所の設置は、福祉支援班が福祉避難所に指定されている施設の管

理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

福祉支援班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

福祉支援班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、福祉支援班は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、福祉支援班及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉支援班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、市が必要な支援を実施する。

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう調整に努める。

1 消防活動	消防部、消防団、木更津海上保安署
2 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署
3 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、被害調査班、営繕班、農林水産班、消防部、消防団、県（君津土木事務所）
4 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部、木更津警察署
5 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会

1 消防活動

(1) 消火活動

ア 基本方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

イ 消防部の活動

消防部は、「指揮本部」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

■消火活動の原則

①難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

②重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

③消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。

④市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

⑤重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

ウ 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 消火活動

消防部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

エ 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

オ 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

カ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(2) 消防広域応援要請

本部長（市長）又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（千葉県、平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県、平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 救助・救急

(1) 救助活動

ア 行方不明者情報の収集

消防部及び消防団は、住民、自主防災組織からの通報、緊急対応班の調査により、要救出者、行方不明者の発生状況を把握する。

イ 救助活動

消防部及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

■救助活動

- ①延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

エ 警察の活動

木更津警察署は、次の活動を行う。

(ア) 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

(イ) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

オ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

(ア) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。

(イ) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

(ウ) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(2) 救急活動

ア 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先し消防部、救護班の車両により搬送する。車両による搬送ができない場合はドクターヘリ又は県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

イ 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、木更津市水防計画に基づき実施する。

4 危険物等の対策

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

また、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、施設管理者は速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。消防部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(1) 高圧ガス等の保管施設

消防部及び県は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設

消防部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- エ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物・劇物保管施設

県は、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育部は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保を指導する。

(5) 危険物等輸送車両

消防部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

5 医療救護

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

(1) 救護本部の設置

健康推進班は、市役所朝日庁舎に木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院や災害拠点精神科病院等（以下「災害拠点病院等」という。）の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

■市救護本部・合同救護本部の主な機能

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①君津地域の医療救護活動の指揮、調整②DMAT以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整③搬送先医療機関の確保、調整④県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）⑤地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進 |
|--|

(2) 初動医療体制

ア 医療機関の状況把握と広報

健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。

イ 救護所の設置

健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。

ウ 救護班の編成

健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。

エ 救護所の運営

救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。

オ 医療用資器材の確保

健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

カ 救護所の閉鎖

健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡回診療を終了する。

キ 精神医療チームの派遣要請

健康推進班は、災害拠点病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図るものとする。

■救護所での活動

(ア) 救護所設置予定箇所

救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。

(イ) 救護所での活動

- A 負傷者の緊急度の判定
- B 被災現場から移動してきた住民の応急処置
- C 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置
- D 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- E 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供

(3) 後方医療体制

ア 後方医療機関の確保

健康推進班は、市内の救急告示病院、災害拠点病院等に重症者の受け入れについて要請する。また、県を通じて災害拠点病院等、県外の医療機関へ重症者の受け入れを要請する。

イ 傷病者の搬送

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自治会、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

(4) 透析患者・在宅酸素患者等への対応

健康推進班は、人工透析、酸素療養の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し

情報を提供する。

(5) 妊婦への対応

健康推進班は、通常の出産は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画	木更津警察署
2 交通規制計画	木更津警察署
3 交通規制の指針	木更津警察署
4 緊急輸送	土木班
5 緊急輸送の実施	本部班、財産活用班、教育総務班、スポーツ振興班
6 緊急通行車両等の確認等	財産活用班
7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者
8 震災発生時における運転者 のとりべき措置	木更津警察署
9 道路管理者の通行の禁止又 は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者
10 航路等の障害物除去等	港湾管理者

1 災害警備計画

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

(2) 警備体制

ア 災害警備連絡室

県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

イ 災害警備対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 警察署長の交通規制

木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき又は、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- (4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。
- (6) 直下の地震に対する交通規制計画
 - 京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。
 - ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
 - イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

4 緊急輸送

- (1) 県の緊急輸送道路
 - 市域において交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」である。

■交通規制対象道路

- ①館山自動車道、館山自動車道木更津南支線
- ②東京湾アクアライン、アクアライン連絡道、首都圏中央連絡自動車道
- ③国道16号、主要地方道木更津富津線、主要地方道袖ヶ浦中島木更津線、木更津市道206号線
- ④国道127号
- ⑤国道410号、国道409号

- (2) 市の主要道路
 - 土木班は、主要な市道を点検するとともに、障害物除去や応急復旧を実施し交通の確保を図る。

5 緊急輸送の実施

- (1) 車両輸送
 - ア 車両の確保
 - 財産活用班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会等の輸送業者等からトラック等を調達する。
 - イ 燃料の確保
 - 財産活用班は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。
- (2) 鉄道輸送
 - 本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

ア ヘリコプターの要請

本部班は、災害による交通の途絶又は傷病者の空輸等緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて自衛隊等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。

イ 臨時ヘリポートの開設

教育総務班及びスポーツ振興班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■臨時ヘリポートの開設予定場所

名 称	所在地	電 話
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22)5321
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25)1987
富来田中学校	真里谷 275	(53)2020
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41)2096
金田中学校	中島 2820	(41)0032
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36)5021
東清小学校	菅生 114	(98)0424
鎌足小学校	矢那 609	(52)2004
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23)5319

(4) 海上輸送

本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、海上保安庁に、また民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。

また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。

6 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の災害発生前の確認について

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

ウ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であるこ

との確認を受ける。

7 交通情報の収集及び提供

市民活動支援班は、木更津警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

■運転者のとるべき措置

- | |
|--|
| <p>(1) 車両運転中の場合</p> <p>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</p> <p>エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(2) 車両運転中以外の場合</p> <p>ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。</p> <p>イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。</p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <ul style="list-style-type: none">・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</p> |
|--|

9 道路管理者等の通行の禁止又は制限

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、木更津警察署と協議して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。木更津警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制並びに警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、木更津警察署等と協議し、迂回路を設定する。

なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等には、道路管理者等が自ら車両等の移動を行って通行を確保する（災害対策基本法第76条の6）。この場合、やむを得ない限度において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

10 航路等の障害物除去等

港湾管理者（県木更津港湾事務所）は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。

- (1) 緊急物資輸送船の航行ルートに沿った必要最小限の障害物調査
- (2) 緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、国や県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市の機能低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団
2 食料・生活必需品等の供給	市民班、物資供給支援班
3 燃料の調達	財産活用班
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、物資供給支援班、福祉支援班、スポーツ振興班、市場班、保険年金班

1 応急給水

(1) 飲料水の確保

ア 飲料水の確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。

河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。

イ 水源の水質検査及び保全

本部班は、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。

ウ 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(2) 給水活動の準備

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。

■ 給水活動の準備

給水場所の設定	指定避難所等
給水計画作成	①給水ルート ②給水方法 ③給水量 ④人員配置 ⑤広報の内容・方法等 ⑥資機材の準備 ⑦水質検査
応援要請	自衛隊、海上保安庁、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）

(3) 給水方法

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、給水車により救急告示病院・総合病院等重要な病院（特に人工透析患者が入院・通院している施設）、社会福祉施設等の重要拠点への給水を中心に行う。

イ 給水方法

被災者への給水は、緊急給水体制が整い次第、指定避難所等に給水拠点を拡大する。

給水方法は、給水車より簡易貯水槽（5.7t）、給水タンク（0.5t・1.0t）に飲料水を補給し、付属の仮設給水栓から非常用飲料水袋（5～6リットル）や、住民の持参した容器に給水を行う。搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

また、要請に応じて、指定避難地以外で給水が必要な施設に応急給水を行う。

ウ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

■給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日	3L/人・日	概ね1km以内	耐震性貯水槽・タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量	概ね10m以内	仮配管の各戸給水・共用栓

(4) 給水広報

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料・生活必需品等の供給

(1) 備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 食料の確保

ア 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

①避難所に収容された者
②全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
③住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
④旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
⑥災害応急対策活動従事者

イ 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

市民班、物資供給支援班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

ウ 炊き出し

市民班は、弁当、パン等の調達が十分でない場合は、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを実施する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(3) 食料の供給

市民班、物資供給支援班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

(4) 生活必需品の確保

ア 供給の対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 調達の方法

市民班、物資供給支援班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(5) 生活必需品の供給

市民班、物資供給支援班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

3 燃料の調達

財産活用班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。

4 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の要請

ア 全国への要請

市民班、物資供給支援班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

福祉支援班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班、物資供給支援班が供給先に要請する。

スポーツ振興班及び市場班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資を、保険年金班が受け入れた後、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。

■物資集積場所

1位 木更津市民体育館

2位 木更津市民会館

3位 地方卸売市場

※ 災害状況に応じて民間施設等を物資集積場所として活用することも検討する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-3 災害時における市の物資調達先一覧

※資料編3-4 応急仮設住宅設置予定箇所

第9節 広域応援の要請

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 自治体等への応援要請	本部班、応援職員支援班、職員班
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道・下水道事業体の相互応援	下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所
5 広域避難の要請・受入れ	本部班、市民班、住宅班、教育部各班

1 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。

■ 県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部防災対策課	
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	災害対策基本法第68条

なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関(指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの)の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。本部班は、これらの手続きを実施する。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関(あっせんをもとめる場合は県)
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)

職員派遣・あつせん要請	①派遣の要請・あつせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あつせん：災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17
-------------	---	--

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。本部班は、これらの手続きを実施する。

■県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び数量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥その他必要な事項
応援の種類	①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦死体の火葬のための施設の提供 ⑧ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ボランティアの受付及び活動調整 ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(4) 応援隊の受入れ・活動支援

応援隊の集結地は、下水処理場駐車場とし、職員班が受け入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

(5) 受援計画の策定

危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

2 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

イ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

(2) 消防機関の受入れ

消防部は、緊急消防援助隊の進出拠点を「本署」、「金田分署」とし、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行う。

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

3 上水道・下水道事業者の相互応援

(1) 上水道

かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業者等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業者等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業者等に応援要請を行う。また、水道工事業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

(2) 下水道

下水道推進班は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県に応急措置の支援を要請する。

4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込をするものとする。本部班は、これらの手続きを実施する。

5 広域避難の要請・受入れ

(1) 広域避難の要請

ア 広域避難の要請

市長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、市民等を保護するため県

内の他市町村に滞在させる必要がある場合、当該市町村長と協議することができる。

また、避難者を県外の市町村に滞在させる必要がある場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう要求できる。なお、緊急を要する場合は知事に報告し、当該市町村長と協議することができる。

イ 広域一時滞在の要請

市長は、市内の被災者について県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難又は広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

教育部各班は、広域避難者に対し、避難所を開設して収容する。

住宅班は、広域一時滞在者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対し災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣要請の手続き	本部班
2 災害派遣部隊の受入体制	本部班
3 災害派遣部隊の撤収	本部班
4 災害派遣部隊の活動	本部班
5 経費負担区分	本部班

1 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣・撤収要請

ア 派遣要請

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

イ 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの手続きを実施する。

2 災害派遣部隊の受入体制

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(1) 作業計画の作成

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。

(3) 施設の準備

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 交渉窓口

- ア 連絡窓口を一本化する。
- イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

3 災害派遣部隊の撤収

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	①災害の情况及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科運用班長 0438-23-3411 内線 215	駐屯地当直司令 0438-23-3411 内線 301
	県防災行政無線 時間内：633-721、633-723 時間外：633-724	

4 災害派遣部隊の活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動

①被害状況の把握	②避難の援助	③遭難者等の捜索救助
④水防活動	⑤消防活動	⑥道路又は水路の啓開
⑦応急医療、救護及び防疫	⑧人員及び物資の緊急輸送	⑨給食及び給水
⑩入浴支援	⑪物資の無償貸与又は譲与	⑫危険物の保安及び除去
⑬その他		

(1) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

①関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

- ②知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

5 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

※資料編 6－3 自衛隊災害派遣要請様式

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、その所有者、管理者は早急に被害状況を確認の上、県へ報告し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、こども支援班、各学校
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校
4 応急保育	こども保育班
5 文化財の応急対策	生涯学習班

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県の作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状

- 況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、学校教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児に周知徹底を図る。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育

ア 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児は、授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童・生徒・園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

イ 学校給食の措置

教育総務班及び学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

ウ 健康管理

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒・園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、君津健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

エ 授業料の減免

教育総務班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は本部長（市長）及び学校教育班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助するものとする。

なお、本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合は、救助に着手するものとする。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずるものとする。

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた童・生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 応急保育

こども保育班は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の応急対策

地震・津波等により文化財が被害を受けた時は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。また、被害のおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者
4 帰宅困難者の把握と情報提供	本部班、シティプロモーション班
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者
6 徒歩帰宅支援	本部班

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、本部班及びシティプロモーション班は、市民、企業、学校など関係機関に対し、県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者（鉄道、バス）は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

本部班及びシティプロモーション班は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

本部班及びシティプロモーション班は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ

確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

本部班は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

本部班は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、本部班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）
3 防疫	健康推進班、環境衛生班、県（君津健康福祉センター）
4 遺体の捜索処理等	市民活動支援班、市民班、福祉支援班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会
5 動物対策	環境衛生班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者
7 環境汚染の防止	環境衛生班

1 保健活動

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。

(1) 被災者の健康管理

ア 避難所等での巡回医療及び健康支援

(ア) 健康状態の把握

(イ) 軽傷者、持病をもつ者への対応、健康状態に応じた巡回医療活動

(ウ) 二次的な健康障がい予防活動の実施

(エ) 衛生状態、栄養状態・食中毒・感染症・持病の内服管理状況等の把握

イ 予防措置

低体温症・脱水・感染症・肺炎・消化器潰瘍・エコノミークラス症候群（静脈血栓塞症）・口内炎・う歯・歯周病・認知症・心のケア等のための情報や保健指導、体操等を行う。

ウ 健康相談・健康教育の実施

(2) 医療情報の提供

健康推進班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(3) 予防措置

健康推進班は、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等のメンタルケアなどを君津健康福祉センターと連携して実施する。

2 飲料水の安全確保

かずさ水道広域連合企業団は、君津健康福祉センターと連携し、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

3 防疫

(1) 防疫体制の確立

健康推進班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

健康推進班は、君津健康福祉センターが災害の規模に応じ君津木更津医師会等の協力を得て避難所等を重点に実施している検病調査及び感染症法に基づく健康診断に協力する。

イ 感染症患者への措置

健康推進班及び君津健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。

■ 感染症患者への措置

①発生状況、動向及び原因の調査	②健康診断	③就業制限
④感染症指定医療機関への入院勧告	⑤消毒等	

ウ 広報活動

健康推進班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

オ 県への報告及び支援の要請

健康推進班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するとともに、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに薬剤の供給の支援を要請する。

カ 専門家の派遣要請

健康推進班は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

4 遺体の搜索処理等

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索及び収容活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

ア 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

イ 住家の被害状況は関係がないこと

ウ 原因は問わないこと

市民活動支援班は、相談受付窓口で受付けた搜索願及び被災現場等での情報を取りまとめる。情報は、消防部、警察、自衛隊等搜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 捜索及び収容の実施

消防部は、消防団、木更津警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を行う。木更津海上保安署は、災害により海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視船艇により捜索を開始する。

行方不明者を発見し、明らかに死亡していると認められるときは、木更津警察署に連絡し遺体の検視（見分）を行う。市域外の住民の遺体が発見された場合は、直ちに被救助者が居住していた市町村の長に連絡し、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。

なお、海上で発見、揚収した遺体については、木更津警察署に連絡したうえ、指示された岸壁等で木更津警察署に引き渡して検視（見分）を行う。

(3) 遺体の処理

ア 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

(ア) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

(イ) 死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(ウ) 被災地からの漂着遺体で引き取りが不可能な場合

イ 遺体の検視（見分）

木更津警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

身元が不明な場合は、住民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

エ 遺体安置所の設置

福祉支援班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

オ 遺体の処理

福祉支援班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

搬送手段及び死体保存用の資器材の確保並びに死体の応急的な埋葬等について、被害状況により市で対応不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

①遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	死因その他の医学的検査をする。

(4) 遺体の埋火葬

ア 埋火葬の受け付け

市民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

イ 埋火葬

遺体は木更津市火葬場で火葬する。環境衛生班は、木更津市火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、福祉支援班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

木更津市火葬場 木更津市大久保 843-1

ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

福祉支援班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「木更津市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成11年規則10号）により扱うものとする。

5 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

環境衛生班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6 清掃及び障害物の除去

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備

廃棄物対策班は、木更津市災害廃棄物処理計画に基づき、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、国、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

(2) がれきの処理

ア 処理体制の確立

廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市災害廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他縣市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

イ 処理方法

廃棄物対策班は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

なお、市が甚大な被害を受けた場合で自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(3) 片付けごみ、生活ごみの処理

ア 処理施設における措置

廃棄物対策班は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により木更津市クリーンセンター又は君津地域広域廃棄物処理施設の稼働が停止した場合は、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

イ 処理体制の確立

廃棄物対策班は、処理施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、廃棄物対策班、市内委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

ウ 収集処理体制

廃棄物対策班は、片付けごみ、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、片付けごみ、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

(4) し尿の処理

ア 仮設トイレの設置

自宅トイレが使用できない避難者の使用にも耐えるよう、地震発生当初は、各避難所に備蓄している組立式簡易トイレを避難所担当の職員が速やかに設置する。その後、廃棄物対策班はレンタルにて確保した仮設トイレを避難所等に設置する。

イ 自己処理

住家が全半壊した住民以外は、自宅トイレ等を使用することとする。そのため、廃棄物

対策班は業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

ウ 収集処理体制の確立

廃棄物対策班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、新川園衛生処理場で行うが、対応できない場合は、近隣の処理場に要請する。

(5) 障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去

土木班及びその他道路管理者は、所管する道路上の障害物の除去を行う。特に「緊急輸送道路1次路線」については最優先に実施する。

イ 河川の障害物の除去

土木班及びその他河川管理者は、所管する河川の障害物の除去を行う。

ウ 港湾・漁港の障害物の除去

(ア) 港湾区域内の障害物は、県が千葉清港会等に運営を委託している清掃船等にて除去し、千葉港湾塵芥焼却場にて焼却する。

(イ) 漁港区域の障害物、臨港道路上の障害物の除去は、施設管理者が行う。

(ウ) 大型海上漂流物、漂流漂着船舶がある場合については、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所を、産業振興班は県（木更津港湾事務所）と調整して確保する。同漂流物等の回収は関係機関が調整して行うこととし、そのうち所有者等が判明した漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。

(6) 災害廃棄物に関する啓発・広報

住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

7 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視を実施し、必要に応じて関係機関等と協力して環境汚染防止に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-5 緊急告示病院・総合病院等重要な医療機関

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

1 応急仮設住宅の提供等	営繕班、住宅班
2 被災建築物の応急危険度判定	建築指導班
3 被災宅地の危険度判定	都市政策班
4 り災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部、県

1 応急仮設住宅の提供等

(1) 被災住宅の応急修理

営繕班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、「災害救助事務取扱要領（内閣府作成）」等に基づき、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住居障害物の除去

営繕班は、災害救助法に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。

市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 応急仮設住宅の供給

ア 需要の把握

営繕班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

- | |
|--|
| <p>次のすべての条件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者 <ul style="list-style-type: none"> A 生活保護法の被保護者及び要保護者 B 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等 C 上記に準ずる者 |
|--|

イ 応急仮設住宅の方法の選択

応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

(ア) 建設型応急仮設住宅

A 用地確保

営繕班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

B 建設

災害救助法が適用されない場合、営繕班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

C 入居

住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。

(イ) 借上げ型応急仮設住宅

住宅班は、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、(ア)に準じて入居の取扱い、管理を行う。

(4) その他の住宅提供等

住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。

市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取扱い、管理を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、「判定実施本部」という。）を朝日庁舎に設置する。

(2) 応急危険度判定士の確保

被災建築物の応急危険度判定の実施を決定した場合、判定実施本部長は、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき、必要に応じて全庁から応急危険度判定士の資格を有している市職員へ支援要請を行う。

(3) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

3 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 リ災証明の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びリ災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

■住家の被災調査の概要

①一次調査

外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定

②二次調査

外観目視調査により、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）を調査する。

③三次調査

二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) リ災世帯・リ災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(エ) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

(2) リ災証明の発行

市民税班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等においてリ災証明書を発行する。

なお、火災による火災証明書の発行は、消防部が行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-4 応急仮設住宅設置予定箇所

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 放送機関	日本放送協会
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)
11 その他公共施設等	施設管理者

1 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、応急活動体制を確立し生活水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

- (1) 取水、導水、浄水、配水施設の復旧
- (2) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

2 下水道施設

下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

- (1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定
- (2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定
- (3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」
※長時間の停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の電源車配備について規定

■電気に関する広報事項

- | |
|---|
| <p>①切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと</p> <p>②使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと</p> <p>③外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること</p> <p>④電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること</p> <p>⑤建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること</p> |
|---|

4 ガス施設

東京ガスグループは、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先する。前進基地の用地確保については、木更津市災害対策本部に依頼する。救急病院等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、木更津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ガス施設の被害状況の早期把握のため、東京ガスグループの要望に応じて、情報提供に努める。

■ガスに関する広報事項

- | |
|---|
| <p>(1) 地震発生時の対応</p> <p>ア ガス栓を全部閉めること</p> <p>イ ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること</p> <p>ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること</p> <p>エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること</p> <p>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <p>ア 左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認すること</p> <p>イ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと</p> <p>(3) 供給を停止した場合</p> <p>ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと</p> <p>イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと</p> |
|---|

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対

策関係者にとって必要不可欠なものであるため、NTT 東日本株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、NTT 東日本株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。

■電話に関する広報事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①通信途絶、利用制限の理由と内容②災害復旧措置と復旧見込時期③通信利用者に協力を要請する事項④災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始⑤災害用伝言板「web171」の提供開始 |
|--|

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

NTT 東日本株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設のNTT 東日本株式会社等による応急復旧に協力する。

7 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

8 道路・橋梁

各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁について応急復旧措置を行う。

9 鉄道

(1) 運転規制

東日本旅客鉄道株式会社は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から避難指示があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難所等へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

10 交通施設

日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

11 その他公共施設等

地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設の被害状況を速やかに把握し、各施設等の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、またはそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、またはそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、またはそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 海岸管理施設

地震・津波等により堤防、護岸等の海岸管理施設が被害を受けた時、またはそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第16節 ボランティアの協力

市及び県は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市及び県は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 ボランティアの活動分野	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会
5 ボランティア受入体制	福祉支援班、木更津市社会福祉協議会

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

■ ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
①救護所等での医療、看護	①避難所の運営補助
②被災宅地の危険度判定	②炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③外国語の通訳	③救援物資や義援品の仕分け
④災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報	④避難行動要支援者の介助
⑤被災者への心理治療	⑤清掃
⑥避難行動要支援者の介護	⑥その他被災地における軽作業など
⑦その他の専門的知識、技能を要する活動等	

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

大規模震災時には、災害対策に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的に対策を展開する。災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

■協力を求める個人、団体

個人	団体
①被災地周辺の住民	①日本赤十字社千葉県支部奉仕団
②被災建築物応急危険度判定士	②千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
③被災宅地危険度判定士	③財団法人ちば国際コンベンションビューロー
④ボランティア活動の一般分野を担う個人	④社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
⑤その他	⑤その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

福祉支援班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地の避難所等へ来たボランティア希望者については、状況に応じて被災現地の連絡所や避難所等に臨時のボランティア受付窓口を設定して受付を行う。

(4) ボランティアニーズの把握

木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

福祉支援班は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

福祉支援班は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

木更津市社会福祉協議会は、福祉支援班と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。

ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

その他、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(2) 市とボランティアセンターとの調整

福祉支援班は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。

調整事項は、概ね次の事項である。

- ア ボランティアセンターの設置の協議
- イ 市内被害状況に関する情報の提供
- ウ 対策実施状況に関する情報の提供
- エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整
- オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
- カ ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
- キ ボランティアセンターとの連絡調整

(3) ボランティアへの支援

ア 食事や宿泊場所の提供等

食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティア自身が対応する。

イ 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う活動場所までの交通費、活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

ウ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

エ ボランティアの生活環境に対する配慮等

福祉支援班、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための措置

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者の生活確保	市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、福祉支援班、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構
2 事業者等への融資	農林水産班、産業振興班

1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。

(1) 被災者生活再建支援金

福祉支援班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

ア 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害

(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害

ウ 対象となる被災世帯

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)

エ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万	50万	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を購入・建設（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

（2）千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

福祉支援班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（3）木更津市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

福祉支援班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（4）公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

ア 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。

住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

（5）災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見

舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

福祉支援班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

エ 市災害見舞金の支給

福祉支援班は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。

(6) 生活福祉資金の貸付

木更津市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(7) 税等の減免等

市税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。市民税班、資産税班、収税対策班は、次の措置をとる。

ア 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

オ 保育料の減免等

こども保育班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

(8) 雇用の確保

木更津公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

エ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(9) 義援金の取扱い

ア 義援金の受入と保管

会計班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

イ 義援金の配分

福祉支援班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(10) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 郵便貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

(イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

ウ 簡易保険関係

(ア) 保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱い

(11) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(12) 介護保険における対応

高齢者福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

2 事業者等への融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

産業振興班は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林漁業者への融資資金

農林水産班は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

※資料編 1-12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

※資料編 3-6 義援金領収書・義援品受領書の書式

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じる。

1 河川、海岸、港湾施設	施設管理者
2 漁港施設	農林水産班
3 津波災害廃棄物処理	廃棄物対策班

1 河川、海岸、港湾施設

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 港湾施設

- ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

(1) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難である

もの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

3 津波災害廃棄物処理

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処理など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処理方法を検討する。

廃棄物対策班は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。また、迅速な災害廃棄物処理の必要がある場合、廃棄物対策班は県に支援を要請する。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	NTT 東日本(株)
6 農林・水産業施設	施設管理者
7 公共土木施設	施設管理者

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設

災害後の震災復旧の進め方については、「下水道の地震対策マニュアル」に基づき行うものとする。

(1) 震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

- ア 管路施設（優先度の高い順）
(ア) 処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等

- (イ) その他の幹線管渠
- (ウ) 枝線管渠
- (エ) 取付管渠
- イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）
 - (ア) 非常用電力、水源の確保
 - (イ) 下水排除（ポンプ排水）
 - (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（滅菌）
 - (エ) 汚水処理

3 電気施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

（重要施設）

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

- (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成
 - 復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。
 - ア 供給設備
 - イ 通信設備
 - ウ 需要家のガス施設
 - これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。
- (2) 復旧措置に関する広報
 - 復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (3) 復旧作業
 - ア 整圧所における復旧作業
 - ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
 - イ 高・中圧導管の復旧作業
 - (ア) 区間遮断
 - (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
 - (ウ) 漏えい箇所の修理
 - ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・管内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) NTT 東日本(株)における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大

な影響を与えるもの。

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

7 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

また、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である

市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当である場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度による支援を行うよう要請する。

(2) 河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

(ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの

(イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

(ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第4節 激甚災害の指定

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に係る財政援助措置	本部班
2 特別財政援助額の交付手続等	本部班

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

1 激甚災害に関する調査

本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

本部班は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第5節 災害復興

1 体制の整備	各部・班
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	各部・班
3 想定される復興準備計画	各部・班
4 特定大規模災害時の措置	各部・班

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

市の防災対策としての行政施策（公助）や、自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障がい（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中

心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関の長に対し職員の派遣等を要請する。